

令和3年

第7回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年7月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和3年 第7回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第7回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 7月30日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司		3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	

3 欠席委員

### ○農業委員

2番 渡 邊 隆

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡  
15番 蕪 木 緑

4 遅参委員

3番 上 松 千 恵

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年6月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、17名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、2番 渡辺 委員の1名です。</p> <p>推進委員の欠席は、1番 渡邊 推進委員、15番 蕪木 推進委員の2名です。</p> <p>なお、3番 上松 委員から、少し遅れるとの連絡をいただいております。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>農地法第3条（賃貸借権設定）の解約になります。</p> <p>受付番号12番、保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積999㎡、これを含めまして合計2筆、1,999㎡です。</p> <p>契約の内容が平成26年10月1日から平成29年9月30日まで、法定更新されていたものの解約です。</p> <p>解約事由が「本人耕作」です。</p> <p>解約及び引渡年月日がともに令和3年7月2日です。</p> <p>以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局

(長谷川)

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

受付番号19番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が外城町、地目は台帳が田、現況が畑、地積340㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年9月1日から令和3年12月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は借家に居住していますが、子供が大きくなり手狭となったため、当該地を購入し住宅を新築するものです。

場所につきましては、3・4ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市上下水道局から東へ200m程の住宅地の中に位置しております。

5ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

6ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は脇を流れる水路に流す計画となっております

7ページは建物平面図となっております。

続きまして、8ページになります。

受付番号20番、使用貸借権による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が榎船渡字越廻り(コシマワリ)、地目は台帳・現況がともに田、地積616㎡、これを含めまして合計2筆、695㎡です。

転用目的は資材置場用地で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和3年8月1日から令和6年7月31日まで、農地区分は、神山駅から概ね300mに位置しており、第3種農地となります。

許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は個人で解体業を営んでおり、解体業に伴う資材や重機置場として申請地を借り受けて一時的に使用するものです。

申請地は、転用者が農地法について理解していなかったため無断転用していた始末書付きの案件です。

場所につきましては、9・10ページの位置図・案内図をご覧ください。

神山駅から北東へ300m程に位置しており、榎船渡から榎へ続く農道と羽越線の交わる所の踏切の南側で、集落に接続する農地です。

11ページの更正図では申請地を太枠で囲んで表示しております。

12ページには土地利用計画図を添付しております。既に資材置場にされている始末書付きの案件ですが、申請者は他に土地を購入する計画があり申請地は一時的な利用で、土地所有者は友人で賃料はなし、整地は自らしたため費用はほとんどかかっていないと言っていました。一時的な使用でも転用申請が必要と指

導して、申請されたものです。

13ページは排水計画図です。

続きまして、14ページになります。

受付番号21番、賃貸借権による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が下黒瀬字前川原（マエガワラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,021㎡、これを含めまして合計6筆で4,850㎡です。

転用目的は南阿賀CO2EOR実証試験（二酸化炭素を用いた原油回収促進技術のための実証試験）に係る坑井掘削用地で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和3年9月1日から令和6年8月31日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、石油採取の為の一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、申請者が操業管理する南阿賀油田（南阿賀第一プラント）において、二酸化炭素を泡（フォーム）状にして地層に送り込むことで、効率よく取り残しの油を回収することを目的とした実証試験を計画し、この試験において、二酸化炭素フォーム圧入井1坑と生産井1坑の計2坑を新規に掘削するため、坑井掘削用地としてプラントの隣地である当該地を賃借し一時転用するものです。

許可基準は、一時転用であり例外的に許可できるものであります。

場所につきましては、15・16ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区下黒瀬地内、国道49号線新横雲橋のたもと、阿賀野川の堤防横で申請者のプラントに隣接する田です。

17ページには更正図に申請地を太枠で囲んで掲載しております。

18ページには土地利用計画図を掲載しております。乗入搬入路の入口は、阿賀野川の堤防側に設け、乗入スロープはアスファルト舗装にします。敷地の中央に2つの櫓を建てて掘削します。櫓の周りには図のようにタンクや機械が設置されます。

排水の処理は、外周に側溝を設置し溜まった水はバキューム車で回収する計画です。

19ページから23ページは断面図です。土木シートを田面に敷き込み盛土し敷鉄板、一部コンクリートです。

続きまして、24ページになります。

受付番号22番、賃貸借権による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が下一分字砂子（スナゴ）、地目は台帳・現況ともに畑、地積は2筆合計393㎡です。

転用目的は、職員駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年8月10日から令和3年9月30日まで、農地区分は、下一分集落の住宅が連たんしている区域内であり第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は電気製品の部品の製造等を行う会社ですが、事業拡大により従業員が増えて駐車場が不足しているため、会社近くの当該地を借り受けて従業員駐車場として利用するものです。

場所については25・26ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区下一分集落内、折居川に架かる下一分上大橋の下流50m程の住宅と住宅に挟まれた土地です。

27ページの更正図では、申請地を太枠で囲んで表示しております。

28ページは土地利用計画図、排水計画図を添付しております。

南側は水路を挟んで市道があります。北側にも市道があり、こちらを出入り口

にします。東西には住宅が建っています。駐車場は砕石敷きとします。

以上で議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

13時43分に上松委員が出席されましたので、農業委員の出席委員数は18名になりました。

それでは続けます。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

19番案件について、7番 阿部 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（阿部）

7番 阿部です。

26日に農業委員と事務局で現地調査を実施してきました。

5ページの更正図を見るとよくわかりますが、申請地の東隣に畑等がありましたが、ほかは大きな水路に囲まれておりまして、何も支障がないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、20番案件、22番案件について、1番 曾我 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番 曾我です。

同じく26日に現地調査を行ってきました。

最初に20番案件です。

8ページの転用事由ですが、事務局の説明のとおり始末書付きの案件でございますが、現状は12ページのように資材や重機が置いてある状況であります。きれいに整理整頓されているように見えました。

次の場所を購入される予定もあり、一時転用ということで、問題ないという判断で見てまいりました。

続きまして、22番案件であります。こちらも事務局の説明のとおりとなっております。

28ページをご覧ください。

住宅に囲まれている間にあり、現状は雑草が生茂っている状況でございます。これから作業を行うわけですけれども、砕石を敷いて排水は地下浸透ということで、問題ないという判断で見てまいりました。

以上でございます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、21番案件について、8番 齋藤 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（齋藤）

8番 齋藤です。

26日に現地確認を行ってきたので、報告いたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、現プラントの隣地ということで、問題なく見てまいりました。

排水、雨水も外堀側溝を掘って、そちらをバキュームするということですので、問題ないと思いました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第5 その他について、事務局よりお願いします。

事務局

特にございませぬ。

議長（小嶋）

事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませぬでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 13時50分終了 —



会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年 7月30日

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議長  
農業委員会長 ⑩